

# 山口県報

平成26年  
5月27日  
(火曜日)

## 目次

告示

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室).....

解除予定保安林(光市)(森林整備課).....

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(二件)(水産振興課).....

公告

岩国都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....



### 山口県告示第百七十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

掛測区域	区	域	区	分
総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業				

### 山口県告示第百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所  
光市大字室積村字大峰一四二一の二(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備及び公衆の保健
  - 解除の理由  
無線施設用地とするため
- 「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。

### 山口県告示第百八十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十二年山口県告示第百六十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十六年三月十日限り消滅した。

平成二十六年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

下関市西部加入区

### 山口県告示第百八十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第九十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十六年三月十日限り消滅した。

平成二十六年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

室津下加入区



(二七八) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画道路三・五・二十七海士路御庄線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
岩国市御庄
- 三 変更の内容  
区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成二十六年五月二十七日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

平成二十六年五月二十七日印刷  
平成二十六年五月二十七日発行

発行人所

山口県知事